

任意継続のご案内

在職時の健康保険の資格が使えるのは**退職日まで**です。
退職後にご自身で健康保険への加入手続きが必要です。



Q1 退職後の健康保険にはどのような種類がありますか？

A1 国民健康保険 協会けんぽの任意継続 ご家族の健康保険(被扶養者) があります。

それぞれの手続き先と加入条件をご確認ください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること。 退職日の翌日から 20日以内 に加入手続きを行うこと。(郵送の場合は必着です。)	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 詳細は、ご家族の勤務先にお問い合わせください。

Q2 国民健康保険と協会けんぽの任意継続では、どちらの保険料が安いですか？

A2 保険料の算出方法が異なります。**必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。**

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続
保険料の算出方法	前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。 保険料の 減免制度 があります。 ※倒産、解雇、雇い止めなどにより離職した場合は、保険料が減免されることがあります。	退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。 $\begin{matrix} \text{退職時の標準報酬月額} \\ \times \\ \text{お住まいの都道府県保険料率} \\ \text{(変更となる場合があります。)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1か月分の保険料} \\ \text{(上限があります。)} \end{matrix}$ <ul style="list-style-type: none">退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。(上限あり)40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。保険料は原則2年間変わりません。(保険料率の変更等を除きます)保険料の減免制度はありません。

※ご家族の勤務先の健康保険(被扶養者)に加入した場合、保険料の負担は原則ありません。

Q3

家族を扶養に入れたいのですが必要書類はありますか？

A3 被扶養者認定要件の確認ができる書類が必要です。被扶養者となる方の被保険者との続柄や、被保険者との同居・別居の別等により異なります。詳しくは、「任意継続被保険者資格取得申出書記入の手引き」の「被扶養者の添付書類」をご確認ください。

なお、在職時より引き続き被扶養者となる方の収入状況は、マイナンバーを利用した情報照会により確認を行います(添付書類不要です)が、確定申告を行っていないなど、情報照会の結果、収入が確認できない場合は、添付書類をご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

Q4

保険料はどのように納めるのですか？

A4 ①口座振替による毎月納付、②納付書による毎月納付、③納付書による前納納付 があります。

① 口座振替による毎月納付

- 毎月1日(1日が土、日、祝日の場合は翌営業日)にご指定の口座から保険料を引落しさせていただきます。
 - 口座振替を希望された場合、初回納付書を送付する際に「口座振替依頼書」を同封いたしますので別途お申込みください。
- ※口座振替の開始までにはお申込みから概ね2~3か月程度かかります。手続きが完了しましたら「保険料口座振替のご案内」で口座振替の開始月をお知らせしますので、それまでの間は、月初めに協会けんぽより送付する納付書にて納付期限までに必ず納付してください。

② 納付書による毎月納付

- 毎月初めに協会けんぽより納付書を送付しますので、10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日)までにお支払ください。
- ※納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、資格を喪失します。

③ 納付書による前納納付

- 一定期間分の保険料を事前に一括で納付することができます。保険料の割引があることおよび納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことができます。

〈前納の納付期間と納付期限〉

- ① 4月分から9月分の6か月間 (納付期限：3月末日)
- ② 10月分から翌年3月分の6か月間 (納付期限：9月末日)
- ③ 4月分から翌年3月分の12か月間 (納付期限：3月末日)

〈資格取得月に申出された場合〉

資格取得した日の属する月の翌月から当該年度の9月分まで、または当該年度の3月分までのいずれかになります。(納付期限：資格取得月の末日)

(例) 年度途中の6月で任意継続被保険者となり、6か月前納を選択した場合



※前納を希望された場合であっても、時期によって前納の納付書をお送りできないことがあります。この場合、次回の前納時期に前納の納付書をお送りしますのでご了承ください。

Q5

保険料はいつから必要となりますか？

A5 保険料は加入した月から必要です。また、保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。加入が月初めでも月末でも同じ1か月分の保険料を納めていただくことになります。

※初回納付は複数月分の納付が必要な場合があります。

※初回納付の納付期限は納付書に記載されています。

Q6

最後の給与から保険料が引かれていますが二重払いではありませんか？

A6 事業所で給与から控除している健康保険料は前月分の保険料と思われます。事業所で控除された保険料と任意継続の保険料が二重払いになることはありません。

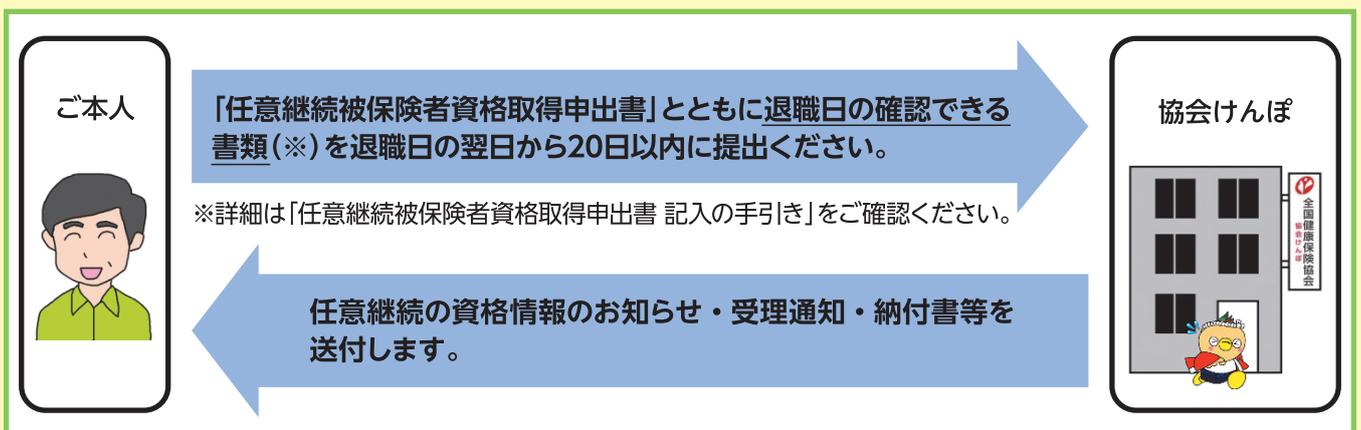
※給与から控除している健康保険料については勤務していた事業所へご確認ください。

Q7

資格情報のお知らせ・納付書等はいつごろ届きますか？

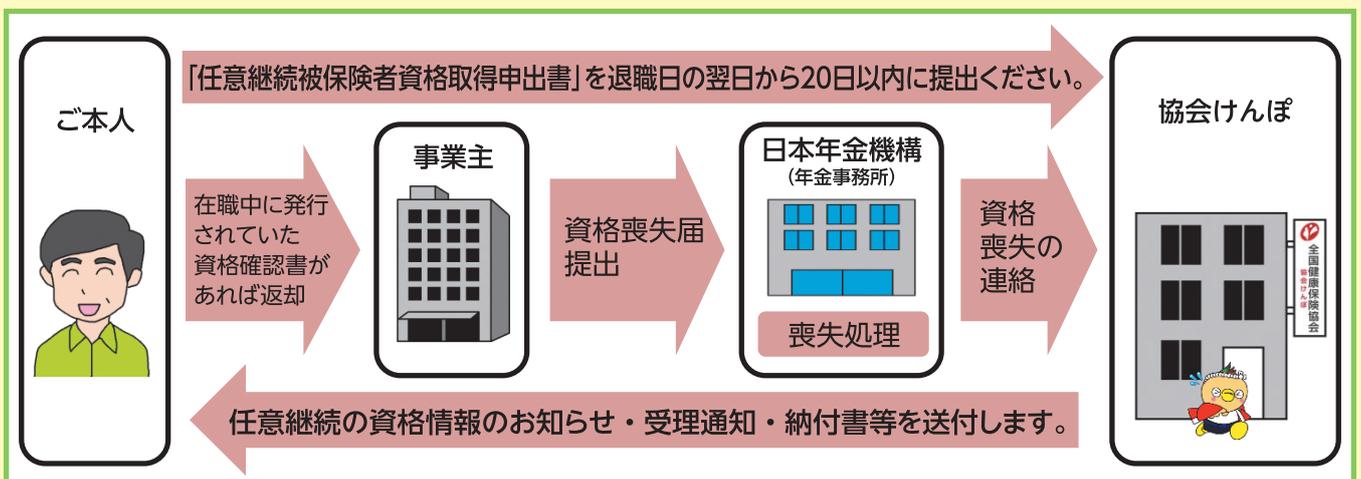
A7 下記2点の申請方法により資格情報のお知らせ・納付書等の発行時期が異なります。

①退職日の確認できる書類を添付した場合 通常、受付から1～2週間ほどかかります。



事業主または公的機関の証明書類で退職日を確認し、任意継続の資格情報のお知らせ等を作成します。

②退職日の確認できる書類を添付しない場合 通常、受付から2～3週間ほどかかります。



事業主より日本年金機構(年金事務所)に提出された「資格喪失届」の事務処理が、日本年金機構で完了したことを確認した後に、任意継続の資格情報のお知らせ等を作成します。

Q8

マイナ保険証を利用することができないので、任意継続資格での「資格確認書」の発行を希望する場合はどうすれば良いですか？

A8 「任意継続被保険者資格取得申出書」と同時に「資格確認書交付申請書」をご提出ください。任意継続の手続完了後に「資格確認書」を発行します。（「資格情報のお知らせ・納付書等」とは別に送付します。）

※「資格確認書交付申請書」は協会けんぽのホームページでダウンロードすることができます。

Q9

任意継続の資格が医療機関で確認できるまでの間に病院に行きたいのですが？

A9 医療機関の窓口で、一旦医療費の全額をご負担いただく場合があります。全額ご負担いただいた場合は、後日「療養費支給申請書」に全額支払った領収証と診療明細書を添えて、協会けんぽにご申請ください。健康保険負担分（7～8割）の払い戻しをいたします。なお、資格情報のお知らせ等の到着後、医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、受診される医療機関へご相談ください。

Q10

どのような場合に任意継続の資格を喪失しますか？

A10 被保険者が次のいずれかに該当するときは、被保険者資格を喪失します。

- ①就職など健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- ②後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
- ③任意継続被保険者でなくなることを希望したとき
- ④保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ⑤任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ⑥亡くなったとき

※①、②、③、⑥に該当するときは、「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出してください。

※③の場合、協会けんぽが申出を受理した日の翌月1日が資格喪失日となります。

※④、⑤に該当するときは、自動的に「資格喪失通知書」をご自宅に送付いたします。

資格喪失日以降は、任意継続健康保険の資格で医療機関等を受診できません。
資格喪失日以降に使用（受診）した場合、医療費の保険負担分を全額返納していただくこととなりますので、ご注意ください。



令和8年1月13日から
電子申請サービス
を開始します。
PCでもスマホでも！！

電子申請の利用・詳細については、協会けんぽホームページ「電子申請特設ページ」をご確認ください。

 全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

電話：06-7711-3570（自動音声案内）
受付時間：8時30分～17時15分
（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒530-8507（個別郵便番号）
大阪市北区梅田3丁目2番2号JPタワー大阪13階

(R8.1)